



平成30年4月20日

各 位

会社名 株式会社 アルメディオ
代表者 代表取締役社長 高橋 靖
(コード番号 7859 東証第二部)
問合せ先 取締役 経理・情報開示・IR担当
関 清 美
電話番号 042-511-0500 (代表)

分配可能額を超えた前々期末の配当金に関する社内調査委員会 及び第三者委員会設置に関するお知らせ

1. 社内調査委員会の設置と一連の経緯について

平成30年4月17日付の当社「分配可能額を超えた前期末の配当金について」(注1)にてお知らせしましたとおり、当社は、平成29年5月12日の取締役会において、平成29年3月31日を基準日とする1株当たり2.5円の期末配当金を株主総会へ上程することを決議し、平成29年6月27日の第37期定時株主総会においてかかる配当に関する議案が原案どおり承認可決され、6月28日より配当金の支払いを行いました。平成30年3月期期末決算に関する監査手続きの中で、平成30年4月17日に、当社会計監査人である明治アーク監査法人の指摘により、平成29年3月期末の時点で会社法及び会社計算規則に従い算定される剰余金の分配可能額が不足していたにもかかわらず、配当を実施していたことが確認されました。

(注1)平成30年4月17日付の当社開示資料では「分配可能額を超えた前期末の配当金について」とありますが、前々期である平成29年3月期の期末配当として前期である平成29年6月に行いました配当金についてのことです。

この件に関しまして、当社は、本件事実の概要、経緯及び発生の原因を明確にし、今後の対応を検討することを目的として、経理・情報開示・IR担当役員を中心とした社内調査委員会を、本年4月18日付で立ち上げ調査を開始しております。

同社内調査委員会は以下のメンバーにより構成されております。

- ・ 委員長 取締役兼執行役員 関清美
- ・ 委員 管理本部付部長 辻浦篤志
- ・ 委員 管理本部経理部長 野田一雄

事実関係の詳細につきましては社内調査委員会が現在取り纏め中ですが、概ね以下のとおりです。すなわち、毎期、分配可能額は経理部が算定し、総務部に回覧し検証、確定するのが業務の流れでした。しかし経理部作成の当社単体ベースでの「分配可能額」算定のための計算式上に自己株式の減算が考慮されていないという誤りが存在しました。同誤りは当社が同計算式を作成した時点から存在し、同計算式を以後両部共に特に認識することなく使用し続けて、金額の入力と計算結果について確認を行ったにすぎないことに拠ります。同計算式を使用した配当金の支払いについて、過年度においても、当社と監査法人等とのレビュー手続きにおいて、誤りを検出することはできなかったことも認識が遅れた原因となっております。他方、平成29年5月12日の取締役会においても、連結ベースでの剰余金が自己株式分を控除後でも平成29年3月末日時点において約335百万円存在したことから、単体ベースでも剰余金があることに疑いを抱かず、担当取締役も違法性に気付かず議案を説明し、その場に出席した取締役及び監査役全員も配当議案の違法性に気付かませんでした。また、当社子会社の阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司は12月末決算であり平成28年12月期末から親会社である当社へ配当することが可能な状況となっておりましたが、その董事会において配当手続きを行うことを平成29年7月21日まで失念しておりました。

2. 平成29年3月31日を基準日とする期末配当の維持について

なお、上述の平成29年7月21日の董事会における配当決議を受けて、阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司から当社は約66百万円の利益配当（注2）を受けており、その時点で剰余金の分配可能額の不足を回復できていたこと、連結ベースでみれば剰余金に不足はなく実質的に本件配当が当社債権者を害する可能性は著しく低かったことから、平成29年3月31日を基準日とする期末配当を受領された株主の皆様へ返還を求めることはいたしません。

株主の皆様には心配をおかけし、申し訳ございませんでした。

（注2）実際の当社への着金は、中華人民共和国の外国為替規制により、平成29年8月21日でした。

3. 第三者委員会設置決定について

上述のとおり、当社は、本件につきまして本年4月18日付で社内調査委員会を設置いたしました。

その調査結果の検証および役員等の責任の所在の調査を、外部の専門家に委託することとし、この第三者による調査委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置することを本日、取締役会にて決定いたしましたのでお知らせいたします。

第三者委員会の構成（敬称略）

委員長 酒井邦彦	弁護士	TMI 総合法律事務所 顧問
委員 熊谷貴之	弁護士	熊谷・田中・津田法律事務所 パートナー
委員 高山信紀	公認会計士	高山公認会計士事務所 代表

なお、委員熊谷貴之は、当社の監査等委員である社外取締役であり、当社は同氏を東京証券取引所に独立社外役員として届け出ております。同氏は平成29年6月27日の株主総会において新規に選任されており、本件配当決議には関与しておりません。同氏は、コンプライアンス担当の監査等委員として、本件配当決議に関与した旧現役員についての責任の所在や再発防止策について協議するため第三者委員会の委員に就任しております。

第三者委員会には、第三者的な立場から、原因究明、責任の所在の明確化、再発防止策に関する提言などを行っていただきます。なお、第三者委員会につきましては、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成22年12月17日改訂）」に基づく運営を行う予定です。

3. 今後の対応について

当社は、外部調査委員会による調査に対して全面的に協力し、実態解明に努めてまいります。外部調査委員会による調査の結果、明らかとなった事実関係等につきましては、調査結果を速やかに明らかにいたします。

改めて株主をはじめとする関係者の皆様へ多大なる心配をおかけいたします事につきまして、深くお詫び申し上げます。

以上